声　　明

神奈川生存権裁判・横浜地裁判決について

２０２２（令和４）年１０月１９日

神奈川生存権裁判原告団
神奈川生存権裁判弁護団
いのちのとりで裁判全国アクション
生活保護引き下げにＮＯ！全国争訟ネット

本日、横浜地方裁判所第１民事部（岡田伸太裁判長）は、神奈川生存権裁判において、生活保護基準引下げ処分を取り消せという原告らの請求を認容する判決を言い渡した。

本裁判は、神奈川県内の生活保護利用者４８名（提訴時）が、国及び横浜市、川崎市、大和市、厚木市、綾瀬市、藤沢市、相模原市を被告として、２０１３年から３回に分けて行われた生活保護基準の見直しを理由とする保護変更決定処分（生活保護費引下げ）の取消等を求めた裁判である。

全国２９地裁で提起された同種訴訟では、生活保護基準引下げ処分の取消しを認容した判決は、２０２１年２月２２日の大阪地裁判決、２０２２年５月２５日の熊本地裁判決、同年６月２４日の東京地裁判決に続き４件目である。

本判決では、いわゆる「ゆがみ調整」については、厚生労働大臣の裁量権の逸脱・濫用はないとしたが、「デフレ調整」について、特異な物価上昇が起こった平成２０年を起点としたこと、生活扶助相当ＣＰＩという独自の計算により、被保護世帯の消費の実態とはかけ離れた物価下落率を算定したことについても、専門的知見に基づく適切な分析及び検証を行うことが必要であり、これを経ずになされたデフレ調整を行った厚生労働大臣の判断過程及び手続に瑕疵があると判断した。

本判決は、原告らの置かれた厳しい生活実態を真摯に受け止め、国が行った生活保護基準引下げを問題とし、裁量権の逸脱・濫用を認めた。憲法２５条の定める健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を保障する勝訴判決である。

生活保護制度は他の諸制度や諸施策と連動ており、保護基準はナショナルミニマム（国民的最低限）として生活全般に極めて重大な影響を及ぼす。格差と貧困が拡大固定化する中で、新型コロナウイルス感染症の拡大は、現在の社会保障制度の脆弱さを浮き彫りにするとともに、最後のセーフティネットとしての生活保護の重要性を明らかにした。

私たちは、国に対し、本判決の意義を重く受け止め、控訴せず本判決を確定させることを求める。加えて、違法に保護費を下げられた生活保護利用者に対して真摯に謝罪し、その健康で文化的な生活を保障するため、２０１３年引下げ前の生活保護基準に直ちに戻すことを求める。

以上